

平成 25 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・**拡充**・延長）

（厚生労働省）

制 度 名	エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除（グリーン投資減税）	
税 目	法人税、所得税	
要 望 の 内 容	○次の設備を特別償却（即時償却）制度に追加する。 対象設備：熱供給型動力発生装置のうち、コージェネレーション設備。 （現行制度上、熱供給型動力発生装置には、コージェネレーション設備とガスヒートポンプが含まれる。） ○次の設備を対象設備に追加する。 新エネルギー利用設備等に以下の設備を追加する。 ①下水熱利用設備 ②バイオガス利用設備 ③中小水力発電設備 二酸化炭素排出抑制設備等に以下の設備を追加する。 ④高効率窓設備 ⑤高効率空気調和設備 ⑥高効率照明 ⑦蓄電池 ⑧プラグインハイブリッド自動車と同時に設置する電力制御装置（V to H システム） ⑨電気自動車と同時に設置する電力制御装置（V to H システム） ○税額控除制度を以下のように変更する。 太陽光発電設備、風力発電設備、コージェネレーション設備向け 対象企業：「中小企業のみ」を「全企業向け」に変更。 税額控除率：「7%」を「15%」に変更。 その他の設備向け 対象企業：「中小企業のみ」を「全企業向け」に変更。 ○エネルギー使用合理化設備の設備仕様要件を以下のように変更する。 「平成 11 年基準を 25%以上、上回る省エネ性能を有するもの」を「都市の低炭素化の促進に関する法律に規定される低炭素建築物新築等計画の認定を受けたもの」に変更。 ○適用期限を延長する。 現行制度は平成 23 年 6 月 30 日から平成 26 年 3 月 31 日まで（太陽光発電設備、風力発電設備については、平成 25 年 3 月 31 日まで）が適用期限となっている。この期限を延長し、平成 25 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 までの 3 年間の措置とする。 ※平年度の減収見込額の試算方法については別紙参照。	
	<table border="1"> <tr> <td>平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）</td> <td>▲5,987 百万円 （▲22,900 百万円）</td> </tr> </table>	平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）
平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	▲5,987 百万円 （▲22,900 百万円）	

新設・拡充又は延長を必要とする理由	(1) 政策目的 エネルギー利用効率の向上、再生可能エネルギーの開発や利用の促進といった、エネルギーの高度利用やエネルギー源の多様化・分散化を推進し、エネルギー制約の高まる国内において、エネルギーの安定供給の確保、環境への適合といった国家的な課題に対応しつつ、国際的に競争力のある経済活動を持続させることを目指す。 エネルギー・環境に関する選択肢については、現時点では、その具体的内容について結論を得ていないが、どのような選択をする場合にも取り組まなければならない以下の 3 つの改革を、あらゆる政策資源を総動員して実現することとなっている。本税制は、これらの実現に寄与することが目的。 【3 つの改革】 ①クリーンエネルギーへの重点シフトと成長の確保 (再生可能エネルギー、省エネルギーにエネルギー構造の重点をシフト) ②需要家主体のエネルギーシステム改革 (分散型の新しいシステムに転換) ③多面的なエネルギー・環境の国際貢献 (2) 施策の必要性 グリーン投資減税は、平成 22 年 6 月に閣議決定された「エネルギー基本計画」及び「新成長戦略」を踏まえ、最新の技術を駆使した高効率な省エネ・低炭素設備や、再生可能エネルギー設備への投資（グリーン投資）を重点的に支援する制度として創設され、平成 23 年 6 月 30 日に施行された。 エネルギー・環境に関する選択肢については、現時点では、その具体的内容について結論を得ていないが、どのような選択をする場合にも取り組まなければならない以下の 3 つの改革を、あらゆる政策資源を総動員して実現することとなっている。本税制についても、税制内容の拡充、対象設備の追加、適用期限の延長を行い、3 つの改革に貢献する必要がある。 【3 つの改革】 ①クリーンエネルギーへの重点シフトと成長の確保 (再生可能エネルギー、省エネルギーにエネルギー構造の重点をシフト) ②需要家主体のエネルギーシステム改革 (分散型の新しいシステムに転換) ③多面的なエネルギー・環境の国際貢献 現行のエネルギー基本計画上、その重要性が確認されてきた既存のグリーン投資減税対象設備については、それらが実現する省エネルギー効果や再生可能エネルギー導入促進について、エネルギー政策上の位置づけは何ら変わっていない。むしろ、これらの設備に加えて、エネルギー政策上、新たに評価されることになる設備や、設備の導入見込み数の大幅な拡大を想定している設備について、これまで以上に、導入拡大に資する施策の実施が必要不可欠となる。				
今回の要望	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="320 1727 539 1921"> 政策体系における政策目的の位置付け </td><td data-bbox="539 1727 1489 1921"> (基本目標Ⅰ) 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること (施策大目標 1) 地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること (施策目標 1) 日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること </td></tr> <tr> <td data-bbox="320 1921 539 2145"> 政策の達成目標 </td><td data-bbox="539 1921 1489 2145"> エネルギー・環境に関する選択肢については、現時点では、その具体的内容について結論を得ていないが、どのような選択をする場合にも取り組まなければならない以下の 3 つの改革を、あらゆる政策資源を総動員して実現する。 【3 つの改革】 ①クリーンエネルギーへの重点シフトと成長の確保 (再生可能 </td></tr> </table>	政策体系における政策目的の位置付け	(基本目標Ⅰ) 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること (施策大目標 1) 地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること (施策目標 1) 日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること	政策の達成目標	エネルギー・環境に関する選択肢については、現時点では、その具体的内容について結論を得ていないが、どのような選択をする場合にも取り組まなければならない以下の 3 つの改革を、あらゆる政策資源を総動員して実現する。 【3 つの改革】 ①クリーンエネルギーへの重点シフトと成長の確保 (再生可能
政策体系における政策目的の位置付け	(基本目標Ⅰ) 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること (施策大目標 1) 地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること (施策目標 1) 日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること				
政策の達成目標	エネルギー・環境に関する選択肢については、現時点では、その具体的内容について結論を得ていないが、どのような選択をする場合にも取り組まなければならない以下の 3 つの改革を、あらゆる政策資源を総動員して実現する。 【3 つの改革】 ①クリーンエネルギーへの重点シフトと成長の確保 (再生可能				

		エネルギー、省エネルギーにエネルギー構造の重点をシフト) ②需要家主体のエネルギーシステム改革（分散型の新しいシステムに転換） ③多面的なエネルギー・環境の国際貢献 【具体的な数値目標のイメージ（2030 年）】 ・省エネルギー効果 （2010 年比 19%以上の削減（最終エネルギー消費）） ・再生可能エネルギー導入量 （発電電力量に占める割合：25%以上）								
	租税特別措置の適用又は延長期間	平成 25 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで								
	同上の期間中の達成目標	グリーン投資減税創設時には、現行エネルギー基本計画で想定していた再生可能エネルギー導入量の約 1 %相当を達成する寄与度を算出。現在、再生可能エネルギー導入量の数値目標や、省エネルギーの数値目標について、結論を得ていない状況ではあるが、本税制創設時と同等程度の寄与を目標とする。								
	政策目標の達成状況	エネルギー基本計画では、2010 年の再生可能エネルギー導入量を 110 原油換算万 kl と設定していたところ、2007 年時点で約 7.5 原油換算万 kl（太陽光）、約 26 原油換算万 kl（風力）が、2010 年時点では、約 15 原油換算万 kl（太陽光）、約 37 原油換算万 kl（風力）に拡大しており、本税制がその導入に寄与した。								
有効性	要望の措置の適用見込み	適用事業者数（見込み） <table><tr><td>平成 24 年度（見込み）</td><td>約 66,000</td></tr><tr><td>平成 25 年度（見込み）</td><td>約 100,000</td></tr><tr><td>平成 26 年度（見込み）</td><td>約 126,000</td></tr><tr><td>平成 27 年度（見込み）</td><td>約 148,000</td></tr></table> （経済産業省ヒアリング調査を基に推計。） ※本税制の対象設備は、電気自動車等の運輸関連設備、工作機械等の業務関連設備、太陽光発電設備等であり、広く事業者が利用可能な税制となっている。	平成 24 年度（見込み）	約 66,000	平成 25 年度（見込み）	約 100,000	平成 26 年度（見込み）	約 126,000	平成 27 年度（見込み）	約 148,000
	平成 24 年度（見込み）	約 66,000								
平成 25 年度（見込み）	約 100,000									
平成 26 年度（見込み）	約 126,000									
平成 27 年度（見込み）	約 148,000									
要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	グリーン投資減税の創設により、どの程度、設備投資計画の前倒しや、設備更新が早められたかについて、経済産業省にてアンケートを実施した結果、3 年間で約 1.6 兆円の設備投資が促されたという試算結果を得ている。したがって、仮に本税制が拡充・延長されない場合には、同程度の額の投資活動が実施されないことが想定される。									
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	・再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置 ・自動車税のグリーン化 ・エコカー減税								
	予算上の措置等の要求内容及び金額	（平成 24 年度予算ベース） ・住宅・建築物のネット・ゼロ・エネルギー化推進事業 （約 70 億円） ・エネルギー使用合理化事業者支援補助金 （約 300 億円） ・エネルギー管理システム（BEMS・HEMS）導入促進事業 （約 300 億円） ・ガスコージェネレーション促進事業費補助金 （約 30 億円） ・クリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金 （約 290 億円）								

		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	予算上の措置は、本税制の対象設備と比して、より先端的な実証段階にある設備の導入支援、並びに長期的な視点から重要な役割を担う技術開発を推進するための措置である。例えば、工業炉の場合、補助金の対象は、日本国内で 1 基しか配備されていない次世代コークス炉のような高効率の省エネを実現し、かつ先端的設備が対象となる。 これに対して、本税制措置は、導入段階にありながらも初期費用の制約により十分に普及していない設備・システムについて導入支援を行うものである。例えば、断熱強化型工業炉は、既に市販されており購入可能な設備であるが、高効率な省エネを実現する機種であるため割高な価格のため、導入が進んでいないのが現状であり、このような設備が税制の対象となっている。									
		要望の措置の妥当性	省エネルギー対策や再生可能エネルギー導入拡大等のエネルギー政策の推進は、昨今のエネルギー事情を勘案すると、まさに、産業・民生・運輸にわたるあらゆる部門に関係することを踏まえれば、エネルギー関連投資の促進支援は広く事業者全般を対象とすべきものであり、特定業界や個別企業の信用力によらず利用可能な税制による措置をもって進めることが適切である。									
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	グリーン投資減税の平成 24 年度見込み <table><thead><tr><th></th><th>取得価額</th><th>特償実施額</th><th>税額控除実施額</th></tr></thead><tbody><tr><td>平成 24 年度</td><td>691,606</td><td>28,646</td><td>18,357 (見込み)</td></tr></tbody></table> (単位：百万円)				取得価額	特償実施額	税額控除実施額	平成 24 年度	691,606	28,646	18,357 (見込み)
		取得価額	特償実施額	税額控除実施額								
	平成 24 年度	691,606	28,646	18,357 (見込み)								
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	本措置によりエネルギー環境負荷低減推進設備等への投資時の負担の軽減が図られることから、投資促進の効果がある。 具体的には、経済産業省が実施したアンケート調査の結果を踏まえると、平成 23 年度の投資額見込みは、約 4573 億円と推計される。										
前回要望時の達成目標	(1) エネルギー需要構造の改革 2010 年度の産業部門のエネルギー最終消費量 172 原油換算百万 kl、業務他部門のエネルギー最終消費量 76 原油換算百万 kl の達成に向け、省エネ設備投資を促進する。 (2) エネルギー供給構造の改革 2010 年度の新エネ導入量 110 原油換算万 kl の達成に向け、新エネ設備投資を促進する。											
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	再生可能エネルギーについては、2007 年時点で約 7.5 原油換算万 kl (太陽光)、約 26 原油換算万 kl (風力) が、2010 年時点では、約 15 原油換算万 kl (太陽光)、約 37 原油換算万 kl (風力) に拡大しており、本税制がその導入に寄与した。										
これまでの要望経緯		太陽光発電設備及び風力発電設備のうち、固定価格買取制度の認定を受けていて、かつ、一定の発電容量以上の設備について、即時償却を創設 (平成 24 年度改正)。										